

通学路等への防犯カメラ設置事業について



1 趣旨

子どもへの声掛け、つきまといなど不審者事案が発生している中、犯罪に対して弱い立場にある子どもたちの安全・安心を守るため、今年度から、市が小学校19校及び義務教育学校（以下、「小学校等」）等の通学路に防犯カメラを設置している。

【期待する効果】

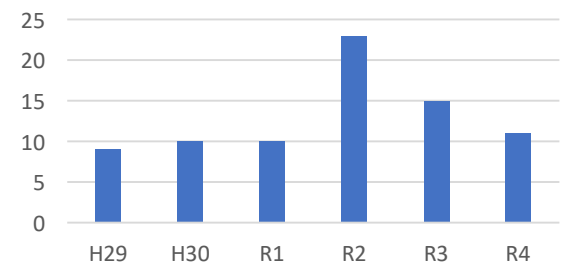
①犯罪の予防

犯罪を行おうとする者に防犯カメラの存在を気づかせ、犯罪を抑止する。

②事件解決の円滑化

事件が発生した場合、捜査協力のため画像を警察へ提供し、記録した画像の解析により事件の早期解決につなげる。

子ども向け不審者事案発生件数



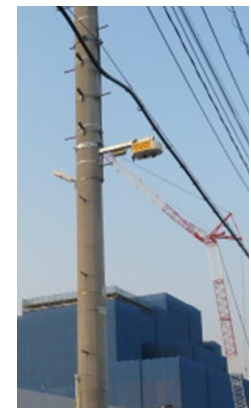
(令和4年度はR5.3.10時点)

2 設置状況

- 令和4年度（3月下旬に設置完了し、運用を開始予定）
設置台数：57台 55台 小学校等の通学路（各校2～5台）
2台 三条市立大学周辺の道路

【来年度以降の計画】

- 令和5年度
設置台数：56台 55台 小学校等の通学路（各校2～5台）
1台 三条市立大学周辺の道路
- 令和6年度
設置台数：55台 小学校等の通学路（各校2～5台）
- 令和7年度以降 駅前広場（駐輪場）や公園など防犯対策上必要な箇所へ設置（令和6年度中に検討）

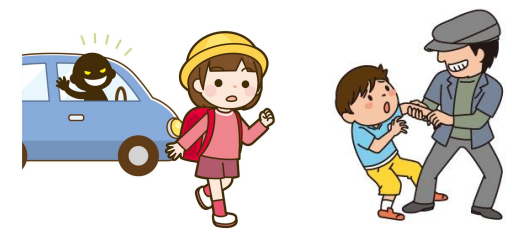


3 設置箇所

- ・近年、不審者事案が多発している、周囲の目が届きにくい、付近に助けを求められるような住宅等が少ないなど危険が予見される箇所に設置
- ・通学路が的確に映るよう、基本的に高所となる電柱に設置

【設置箇所の選定】

小学校等が地元自治会やPTAなどとともに選定した案を基に、市が教育委員会や三条警察署など関係機関と調整した上で、電柱設置者から了解を得られた箇所に設置



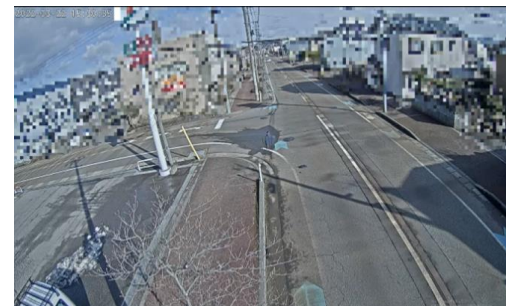
4 管理及び運用

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第27条第2項に基づく「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」を参考に「三条市防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱」（資料3-2参照）に規定

- 稼働時間 常時稼働
- 管理体制 市担当部署に管理責任者を置き、取扱担当者を定める。
- 画像の取扱
 - ・複製、加工は禁止
 - ・画像閲覧時のID・パスワード設定
 - ・画像保存期間14日間ごとに自動上書きにより順次消去
 - ・専門業者へ委託してSDカードを取出し
- 画像の提供

法令に基づく警察等からの要請がない限り、提供は行わない。
- 保守点検 2年に一回程度で点検、清掃を実施

撮影画像イメージ



民家には原則ぼかしを入れてプライバシーに配慮

5 機器の概要

機器	キング通信工業(株) SSCR-M3 記録一体型街頭防犯カメラ
設置方法	電柱に共架
映像の確認・閲覧	①専門業者に委託し、カメラ内のSDカードを回収後、提供を受ける。 ②Wifi内蔵機器のため、カメラ付近にパソコンを持っていき、IDとパスワードを入力し、専用ビューワーで画像を閲覧
維持管理	・異常時にはランプで表示されるため外観から確認可能 ・電柱共架料を市が負担
表示	カメラに「防犯カメラ作動中」の表示あり
画素	・解像度200万画素以上 ・夜間でも日中と変わらず鮮明な画像を記録できる。
寒冷地対応	カメラがドーム型のため、吹雪などにより雪がレンズに付着しにくい。
広角	115度
記録時間	14日間/64GB×2=128GB（2つのSDカードが交互に録画を行い、片方のSDカードが仮に故障した場合でも継続して記録が可能）

参考：昼夜の映像比較

